

令和 7 年第 3 回議会定例会

行 政 報 告

令和 7 年 9 月 1 0 日

令和 7 年 第 3 回定例会（9 月議会） 行政報告

令和 7 年 9 月 1 0 日

改めまして、議会議員の皆様、おはようございます。

本日ここに、令和 7 年第 3 回定例議会の招集をお願い申し上げましたところ、村議会議員の皆様には公私ご多用の中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

議員の皆様におかれましては、平素から南山城村行政の推進に何かとご理解とご尽力をいただいておりますことに、この場をお借りしまして、心から厚く御礼申し上げます。

それでは、令和 7 年第 3 回議会定例会の開会にあたり、行政報告を申し上げます。

過日、8 月 1 5 日、第二次世界大戦の戦後 80 年という節目を迎え、戦争の悲惨と平和の尊さをあらためて胸に刻んだところです。

先の大戦における多くの犠牲となった方々や先人の労苦を経て、今日の平和な日本があることを、私たちは、決して忘れてはなりません。

戦後 80 年の時が過ぎて、戦争を体験された方々が高齢化し、戦争を知らない世代が、大半を占めるようになりました、悲惨な戦争の歴史とその教訓を後世に継承していくことは、今を生きる私たちの使命でありま

す。

南山城村におきまして、今一度、平和の尊さを見つめ直すとともに、先人の尊い犠牲に追悼の誠をささげ、今を生きる私たち自身のため、未来を担う世代のためにも、世界平和の実現と人々の幸福を祈念し、戦後80年の節目として、来る10月29日 やまなみホールにおきまして、南山城村戦没者追悼式を執り行います。

つづいて、今年は、村制施行から70年を迎えます。つきましては、村制70周年記念式典を来る10月10日 開催いたします。既にそれぞれの式典に係るご案内をさせていただいておりますが、改めて簡単ではございますが、この場をお借りしてご案内をさせていただきます。

次に、野殿地区における開発行為につきまして、6月開催の第2回定例会以降の状況についてご報告いたします。

村は、京都府と連携して、この土地所有者及び行為者の工事業者に対し、6月9日付けで、南山城村土砂採取事業の規制に関する条例 第8条第1項、及び南山城村土砂等による土地の埋立、盛土及び堆積等の規制に関する条例 第7条第1項の規定に違反しているとして、又、京都府におかれましては、森林法の規定に違反しているとして、開発行為の停止について、文書による警告を行ったところです。

併せて、土地所有者及び行為者の工事業者を6月23日に現地に呼出

し、土地所有者の許可のもと現地に立ち入り調査を行った際に、開発行為の停止と現状の開発行為面積の根拠となる計画資料等の提出と協議に応じるよう、口頭による指導を行いました。

この指導以降、現在のところ、現地へ車両の出入りや工事等の行為は確認されておられません。

また、当事案については、7月30日付けで山城広域機動班案件として指定されました。今後、山城広域振興局及び南山城村の関係機関が連携して、事業者の動向を注視し、厳しく指導を行ってまいります。

最後になりましたが、社会福祉法人のぼり藤に6月公共用地の売却を行った、広域型特別養護老人ホームの建設誘致事業は、7月に、介護施設建設に係る入札が、南山城村の立ち合いのもと行われ、工事施行業者が決定いたしました。地元関係区等と工事に係る協議も進み、8月29日には、地鎮祭が行われました。

令和9年3月施設開業に向け、9月から本格的な建設工事に入られることになっておりますのでご報告させていただきます。

以上、令和7年第3回議会定例会の開会にあたり、6月定例議会以降の行政報告をさせていただきました。